

ベトナム栃木法人会 会則

第1条（名称）

本会はベトナム栃木法人会（THE TEAM OF TOCHIGI COMPANY IN VIET NAM）と称する。

第2条（目的と事業）

- 本会は、ベトナムに進出した栃木県の事業者へ、ベトナムでの事業発展に貢献する情報提供や会員相互間の親睦を深める機会を提供することを通じ、栃木県とベトナムのさらなる発展に貢献することを目的とする。
- 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - 会員相互の親睦と協力、及び情報の交換と共有。
 - 栃木県とベトナムの経済発展への寄与・文化交流の促進。
 - 会員企業の事業の支援。
- 本会は事業を地域や業種の事情に応じて円滑かつ迅速に行うために支部・部会を設ける場合がある。支部・部会には支部長・部会長を置き、理事より選任されることとする。

第3条（会員）

本会は次の会員をもって構成する。

- 正会員
栃木県に本社または主たる事務所を有する法人が、ベトナム国内に事務所や店舗などの拠点を有して活動する法人、団体。
- 協力会員
以下の内容に該当する法人、団体。
 - 栃木県に本社または主たる事務所を有して、継続的にベトナムとの取引を行っている。
 - 栃木県に本社または主たる事務所を有して、ベトナム出身の人材を採用している。
 - ベトナムに本社または主たる事務所を有し、栃木県内に事務所や店舗などの拠点を有して活動している。
 - 栃木県に子会社や支店を有し、かつベトナムに事務所や店舗などの拠点を有して活動している。
- オブザーバー会員
当会が開催する勉強会、視察会等のイベントへの参加を希望する法人、団体または個人。

第4条（協力機関）

本会の活動に協力する公共性の高い団体。

第5条（入会）

本会への入会申請には、正会員の場合は正会員1名の推薦、協力会員の場合は正会員2名の推薦を必要とし、理事会での承認をもって入会を認める。
なお、オブザーバー会員としてイベントへ参加するには、参加する都度、正会員1名の推薦を必要とする。

第6条（退会）

会員は、退会を希望する文書を会長に届け出ることにより、退会することができる。

第7条（除名）

本会は次の場合、理事会の承認を得て会員を除名することができる。

- 会員の行為が本会会則に反し、会員として不適当と認められた場合。
- 会員の行為が本会の秩序を乱し、名誉を傷つけ、あるいは本会に損害を与えた場合。
- 会員資格を失った場合。

第8条（役員）

本会に次の役員をおき、理事が就任することとする。その任期は、当該年度定期総会終了時から次年度定期総会終了時とする。役員は再任することができる。

- 会長
会長は本会を代表し、一切の業務を総括する。会長は理事会にて理事の中から候補者1名を選出し、定期総会での承認をもって就任する。
- 副会長
副会長は会長を補佐する。会長が不在の際は、会長が副会長の中から1名を会長代行に任命し、その職務を代行させることができる。副会長は会長が理事の中から候補者を選出し、理事会の承認をもって就任する。
- 事務局長
事務局長は会長及び副会長を補佐し、庶務を統括する。また、必要に応じて本会を代表して諸会議に出席し、対外折衝にあたる。事務局長は会長が任命し、理事会の承認をもって就任する。
- 支部長・部会長
支部長・部会長は支部や部会の業務を統括する。必要に応じて本会を代表して諸会議に出席し、対外折衝にあたる。支部長・部会長は会長が任命し、理事会の承認をもって就任する。支部長・部会長は他の役員が兼務できることとする。

第9条（事務局）

本会は栃木県内に事務局をおく。

第10条（総会）

総会は、第3条の正会員をもって構成する、定期総会と臨時総会からなる。
定期総会は年1回開催とし、臨時総会は必要に応じ理事会の決定または会員総数の5分の1以上の会員の要求があった場合、招集することができる。
総会は出席者及び委任状による議決権の合計が、議決権総数の過半数に達した場合に成立する。
議長は当該年度の会長が務める。
総会の承認は出席者及び委任状議決権の合計の過半数の賛成を必要とする。下記の事項は総会での承認必要事項とする。

- 会則の改正
- 会長の任命
- 本会の解散
- その他理事会にて総会承認事項として決定したもの

第11条（理事会）

理事会はすべての理事をもって構成する。理事の員数は3人以上とし、理事は本会の正会員より理事会によって選任されることとする。理事会はいずれかの理事により招集され、諸事項の協議を行い、本会の目的達成の為に必要な諸事項を協議決定するものとする。
理事会は理事定数の過半数の出席をもって成立し、承認は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第12条（会費）

本会の運営は会費及び寄付金からなる。
会費は行事が催される都度、必要経費を参加者から徴収するよう設定する。
寄付金については申し込みがあった場合に、理事会で受理について検討し、承認するものとする。

第13条（監事）

会長は理事以外の会員から理事会の承認を得て監事1名を任命し、監事は業務の執行及び会計を監査する。
監事は理事会に出席して意見を述べるができるが、表決には参加しない。

第14条（その他）

この会則に定めのない事例についてはその都度理事会において協議し承認を受けるものとする。

制定：2019年6月21日

改正：2024年2月7日